

# 破綻金融機関の処理のために講じた 措置の内容等に関する報告

平成26年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律  
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

## 目 次

|     |                                  |   |
|-----|----------------------------------|---|
| I   | はじめに                             | 1 |
| II  | 管理を命ずる処分等の状況                     | 1 |
| III | 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況 |   |
| 1.  | 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況            |   |
| (1) | 金銭の贈与                            | 1 |
| (2) | 資産の買取り                           | 2 |
| (3) | 優先株式等の引受け等                       | 2 |
| 2.  | 公的資金の使用状況                        |   |
| (1) | 一般勘定                             | 3 |
| (2) | 金融再生勘定                           | 4 |
| (3) | 金融機能早期健全化勘定                      | 4 |
| (4) | 危機対応勘定                           | 4 |
| (5) | 金融機能強化勘定                         | 5 |

[参考]

○ 公的資本増強を行った金融機関に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく  
経営健全化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 6
2. 預金保険法に基づく資本増強について・・・・・・・・・・ 6
3. 金融機能強化法に基づく  
経営強化計画に係るフォローアップ・・・・・・・・・・ 6
4. 金融機能強化法に基づく経営強化計画の承認・・・・・・・・・・ 6

# 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成26年12月

## I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成26年4月1日以降平成26年9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、日本の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいり所存である。

## II 管理を命ずる処分等の状況

報告対象期間中（平成26年4月1日から平成26年9月30日までの間、以下同じ。）に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

なお、日本振興銀行（平成24年9月10日解散）に関し、平成26年9月30日以降、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への中間弁済が開始され、債権額の19%相当額（第一回弁済と合わせると58%）の弁済金の支払いが行われた。

## III 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

### 1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

#### （1）金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業を譲り受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中に、石

川銀行の清算終了時の残余財産の発生に伴う１億円の返還等が生じ、これまでの累計で18兆9,917億円となっている。この累計のうちいわゆるペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆5,730億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,187億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

## （２）資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関等からの資産の買取りは、報告対象期間中には行われていない。

なお、破綻金融機関等からの資産の買取りの額は、これまでの累計で6兆5,192億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、平成14年度末までは特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、金融機関からの保険料を原資として、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

## （３）優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、返済資金を原資として、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、報告対象期間中には行われていない。

なお、預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。

預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記④参照）に帰属している。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等は、報告対象期間中には行われていない。

なお、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で6,310億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、当初、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月及び平成23年6月の同法の改正により、平成29年3月31日までとなっている。

## 2. 公的資金の使用状況

### （1）一般勘定

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成26年度の保険料率は決済用預金0.108%、一般預金等0.081%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

（注）平成26事業年度内において、①預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故の発生、②同法第74条第1項若しくは第2項に規

定する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は③同法第102条第1項第2号若しくは第3号に掲げる措置を講ずる必要がある旨の内閣総理大臣の認定がなかった場合には、保険料の一部が返還される（返還された場合の保険料率は決済用預金0.090%、一般預金等0.068%）。

なお、一般勘定の借入金等の残高はない（平成26年9月末）。

## （２）金融再生勘定

### ① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補填、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

### ② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成26年9月末で1兆8,170億円（民間金融機関等借入金2,670億円、預金保険機構債1兆5,500億円）となっている。

## （３）金融機能早期健全化勘定

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

なお、金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高はない（平成26年9月末）。

## （４）危機対応勘定

### ① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

### ② 政府保証付借入れ等の残高



危機対応勘定の借入金の残高は、平成26年9月末で2,005億円となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成26年9月末で4,497億円（民間金融機関等借入金1,697億円、預金保険機構債2,800億円）となっている。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強を行った金融機関に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

金融機能早期健全化法等に基づき資本増強を行った3金融機関から提出された平成26年3月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成26年6月27日に公表された。

(注) 経営健全化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－1〕参照。

2. 預金保険法に基づく資本増強について

預金保険法第102条第1項第1号措置（資本増強）に基づく公的資金については、平成26年7月30日のりそなホールディングスによる預金保険機構からの株式の買取りをもって、完済された。

3. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った13金融機関及び同法の震災特例に基づき資本参加を行った12金融機関から提出された平成26年3月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成26年8月8日に公表された。

(注) 経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。

4. 金融機能強化法に基づく経営強化計画の承認

福邦銀行及び南日本銀行から提出された新しい経営強化計画について、金融機能強化法第12条の規定に基づき審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当すると認められたことから、平成26年8月8日、承認を行った。

(注) 経営強化計画の概要については〔参考Ⅳ－3〕参照。